

## 一般社団法人移行に際しての「新定款案（素案）」

### 1. 基本方針

昨年6月25日開催の会員通常総会において、当会は当面「一般社団法人」への移行を目指し、その準備を進めていく旨が承認された。一般社団法人への移行に際して、新たに整備すべき「新定款案」に関し、現行定款に対する下記の変更を主とするその基本的方向性について、本会員通常総会において承認を得、その上で今後は関係当局等との折衝を含めた更なる検討を進め、来年度の会員通常総会において最終的な承認を得るものとする。

### 2. 「新定款案」における主な変更点

#### (1) 目的及び事業について見直しを実施する。

昨年の「中間報告」にて示された方向性を踏まえ、また既存実施事業の一部を確実に「継続事業」として「公益目的支出計画」上の対象事業として位置付けられるよう、定款の目的・事業規定を整備する。（下線部分が主な変更・追加部分）

■目的…本会は、会員相互の親睦を厚くし、学術的文化的知識の交流普及を図るとともに、東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、北海道大学、大阪大学及び名古屋大学（以下「七大学」という。）の活動を支援し、学術の進歩・文化の向上に寄与することを目的とする。

■事業…本会は、その目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 学士会報の刊行頒布等による学術的文化的知識の交流普及
- (2) 学術研究の奨励
- (3) 七大学及びその関係団体の教育研究活動の支援
- (4) 学士会館の運営
- (5) 講演会、談話会その他の集会の開催
- (6) 会員相互の親睦を深めるための行事の開催
- (7) 前各号の他、本会の目的を達成するため必要な事業

#### (2) 会員資格を見直し、「学生会員制度」（在学生を準会員とする）を導入する。

現状の会員資格者を「正会員」とし、いわばその予備軍でもある各大学在学生を対象とした「学生会員制度」を導入し、将来に向け当会の会員基盤を強化していく。（なお、学生会員（準会員）の権利義務等の詳細は今後の要検討事項とする。）

#### (3) 「代議員制度」を導入する。

現在は、全ての「会員」を社団法人上の「社員」と位置づけ、法人としての最高意思決定機関を「会員総会」としている。

現状の定款は会員総会における定足数の定めがなく、その為参加者不足等の理由による流会もなく総会が運営されて来たが、新法では原則として会員の過半数の参加を

必要としており、定款変更等の重要事項の議決には全会員数の3分の2以上の賛成を要する事となった。

したがって、会務運営の効率性や総会の確実な開催等を狙いとし、以下を骨子とする「代議員制度」を導入していく。

- ①「代議員」については、現状の評議員制度と同様に、関係七大学を母体として選出する。
- ② 当該代議員によって構成される「代議員総会」を、現行の「会員総会」に替わるものと位置付ける。
- ③ 代議員数は概ね正会員500名に1名の割合にて選出するものとするが、現行の評議員数と大きな乖離が生じないように配慮する。
- ④ 代議員以外の「正会員」について、会員としての実質的な権利が損なわれないように十分に配慮する。

なお、代議員制度の導入に関しては、内閣府公益認定等委員会から導入に際し特に留意すべき要件等（「選挙方式」による代議員の選出等）が具体的に示されており、移行時審査においては当該基準等をクリアしている必要がある。そのため、別添「新定款案（素案）」第13条の規定については、今後の関係当局との折衝等によって修正もあり得るものとする。

#### （4）新法等の規定に適合させるための見直しを実施する。

一般社団法人への移行認可申請に際しては、新法人としての「定款」が、新法等（「一般社団・財団法人法」他）の規定に適合していることが必要とされている。したがって法人の組織・運営等に関する定めに関しては、新法等の規定に抵触しないよう見直し又は条項追加を行なう。

### 3. 「新定款案（素案）」 …別添のとおり

なお、新法人移行に際しての「新定款案」承認は、来年度の会員通常総会を予定する。

以上